

## 風早まちづくりネットワーク規約

(名称)

第1条 この組織は、風早まちづくりネットワークという。

(趣旨)

第2条 この規約は、北条地域の持続的な発展につなげるため、北条地域7地区それぞれの特色を活かしたまちづくりを行うことで、北条地域全体の活性化を図るとともに、その情報を広く発信し、事業の検討・実施を行う組織の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第3条 風早まちづくりネットワークは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域振興構想の意見聴取に関すること。
- (2) 事業計画に関する企画・立案及びその実施に関すること。
- (3) 組織及び規約等の変更に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 広報及びPR活動等に関すること。
- (6) 関係団体との調整に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 風早まちづくりネットワークは、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 代表は、別表1に掲げる組織の構成員等の関係者を招集した会議を開催し、意見を求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、書面等の提出により、会議の開催とみなすことができる。

4 代表は、外部有識者その他必要と認める者に対し、会議の出席を求め、意見を聴取し、又は関係資料の提出を求めることができる。

(任期)

第5条 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員)

第6条 風早まちづくりネットワークに次の役員を置く。

(1) 代表

(2) 監事2名

- 2 風早まちづくりネットワークの代表は構成員の中から選出する。
- 3 監事は、代表が構成員の中から選任する。

(相談役)

第7条 風早まちづくりネットワークに相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、代表が構成員の同意を得て選任する。
- 3 相談役は、代表の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、出席した会議の議決権はないものとする。

(役員職務)

第8条 代表は、風早まちづくりネットワークを代表し、会務を総理する。

- 2 代表に事故があるとき又は欠けたときは、風早まちづくりネットワークの構成員の中から代表代理を選出し、過半数以上の同意を得た者がその職務を代理する。
- 3 監事は、風早まちづくりネットワークの事業及び会計を監査する。

(事務局)

第9条 風早まちづくりネットワークの事務局は、松山市役所内に置く。

(経費)

第10条 風早まちづくりネットワークの経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 風早まちづくりネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、風早まちづくりネットワークの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、令和5年5月24日から施行する。

#### 別 表1 (第4条関係)

浅海地区まちづくり協議会	会長
立岩地区まちづくり協議会	会長
正岡地区まちづくり協議会	会長
北条地区まちづくり協議会	会長
河野地区まちづくり協議会	会長
難波公民館	公民館長
粟井公民館	公民館長
北条地域各区長	会長